

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「法令の改正に伴い、その法令の条項を引用する条例の規定を整理する必要があるが生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること」について、次のとおり専決処分をする。

葉山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 8 年 8 月 21 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 号

葉山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町認可地縁団体印鑑条例（平成14年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。
第12条中「第19条第1項第1号トの」を「第18条の3第1項第7号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

地方自治法施行規則の一部改正により、条例で引用している規定の位置の移動が生じるため、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとした。

葉山町認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町認可地縁団体印鑑条例 平成14年11月 1 日 条例第24号 葉山町認可地縁団体印鑑条例 (代理人による申請) 第12条 町長は、第 3 条の規定による申請、第 7 条第 1 項の規定による申請、同条第 2 項の規定による届出又は第 9 条の規定による申請を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の 3 第 1 項第 7 号に規定する</u>代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、代表者等からの委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	○葉山町認可地縁団体印鑑条例 平成14年11月 1 日 条例第24号 葉山町認可地縁団体印鑑条例 (代理人による申請) 第12条 町長は、第 3 条の規定による申請、第 7 条第 1 項の規定による申請、同条第 2 項の規定による届出又は第 9 条の規定による申請を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第 1 項第 1 号トの</u>代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、代表者等からの委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。